

施策目標個票

(国土交通省28-②)

施策目標	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 目標達成に向けて概ね順調に推移しており、今後も引き続き施策の推進を図ることで、目標年度には目標値に達することが予想される。
	施策の分析	良好な景観や歴史的資産を活かした国土・観光地づくりの推進に向けた取り組みの支援を行っており、各指標の実績値は増加していることから、目標達成に向けておおむね順調に進んでいる。
	次期目標等への反映の方向性	地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約の促進を図るため、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修や、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域作りに資する取組への支援を行っているところである。また、地域のニーズを踏まえつつ、行政だけでなく住民・事業者等と連携した取組を推進するため、「景観法」の普及啓発や、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の趣旨に沿った制度的確な運用の支援を図っているところである。今後も引き続き、これらの取組を推進し、目標値の着実な達成を目指す。

業績指標	84 景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)*	初期値	実績値					評価	目標値
		26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		32年度
		458団体	364団体	409団体	458団体	503団体	518団体	A	約700団体
	年度ごとの目標値								
	85 歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		32年度
31団体		35団体	44団体	49団体	53団体	62団体	A	約110団体	
年度ごとの目標値									

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	414	298	249	200	
		補正予算(b)	0	0	0	-	
		前年度繰越等(c)	0	32	282	-	
		合計(a+b+c)	414	330	531	200	
	執行額(百万円)	70	43				
	翌年度繰越額(百万円)	32	282				
	不用額(百万円)	312	5				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成29年6月23日)
-----------------	------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 (室長 渡瀬 友博)	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----	--------	--	----------	---------

業績指標 8 4

景観計画に基づき取組を進める地域の数（市区町村数）*

評 価

A

目標値：約 7 0 0 団体（平成 3 2 年度）
 実績値：5 1 8 団体（平成 2 8 年度）
 初期値：4 5 8 団体（平成 2 6 年度）

（指標の定義）

景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数。

（目標設定の考え方・根拠）

過去数年の景観計画策定団体数の推移に基づき設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観法第 7 条第 1 項但し書きに定める市町村）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- 観光立国推進基本計画（平成 2 9 年 3 月 2 8 日）：「主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）において景観計画の策定を促進し、地域の魅力を増進、創出するため、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく制度の効果的な活用のある方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。」（3-1（二）⑤）

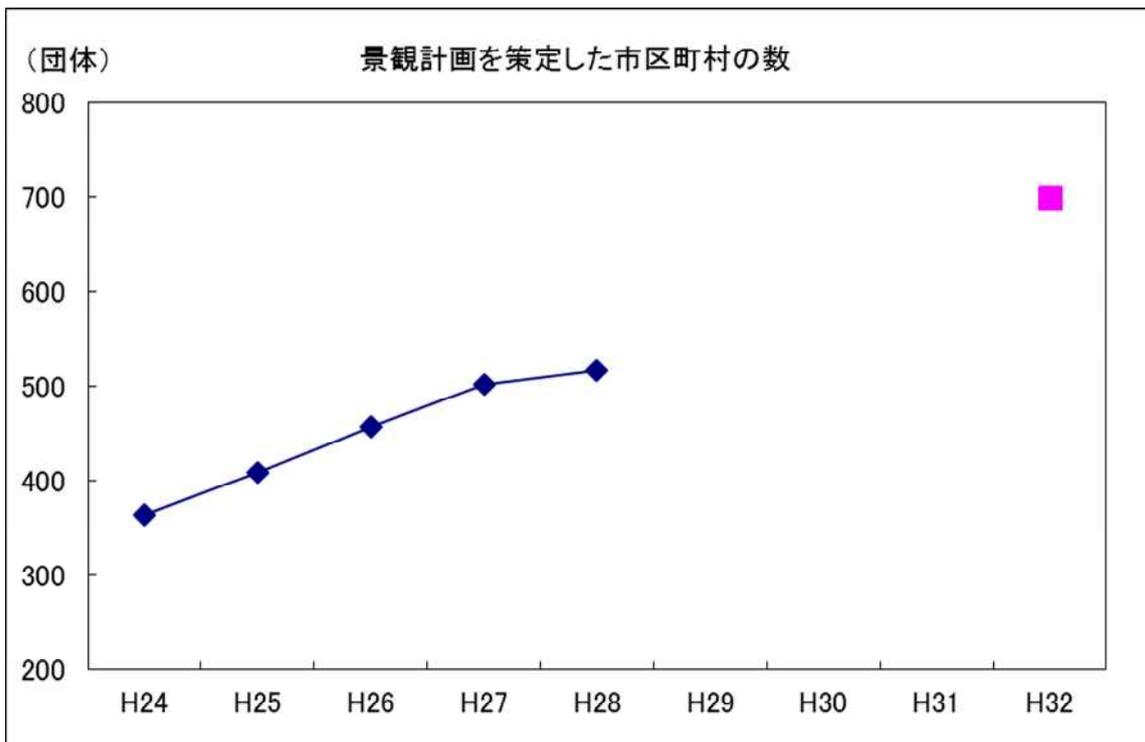
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2016（平成 2 8 年 5 月 1 7 日）：「主要な観光地において景観計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。」（視点 1<景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上>）

過去の実績値				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
3 6 4 団体	4 0 9 団体	4 5 8 団体	5 0 3 団体	5 1 8 団体



主な事務事業等の概要

景観法の普及啓発及び景観計画の策定促進

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調である」

景観計画を策定した市区町村の数について、H28年の実績値は例年よりも下回っているが、目標値に向けおおむね順調に推移している。

(事務事業等の実施状況)

景観形成を推進するため、景観法の活用状況や先進的な取組事例等を各種会議やホームページ等を通じて情報提供し、同法の普及啓発を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・景観計画に基づき取組を進める地域の数（市区町村数）について

平成32年度までに景観計画の策定意向がある市区町村は149団体（平成28年度末時点）となっており、今後も増加することが見込まれることから「A」と評価した。今後も継続し、景観法の活用及び良好な景観形成の普及啓発等の施策を着実に推進することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 渡瀬 友博）

業績指標 85

歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数

評価

A

目標値：約 110 団体（平成 32 年度）
 実績値： 62 団体（平成 28 年度）
 初期値： 31 団体（平成 23 年度）

(指標の定義)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村（歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村）の数

(目標設定の考え方・根拠)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を作成し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について平成 28 年度に調査を行った結果、「認定意向あり」と回答した市町村の数に基づき設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

関係省庁(文化庁、農林水産省)、地方公共団体、民間事業者等

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画(平成 29 年 3 月 28 日)
 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。)に基づき、文部科学省、農林水産省、国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。」(第 3 1. (二) ③ ア)
- ・日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月 2 日)
 「広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等をパッケージで重点支援する。」(4 (2) i) ⑦)
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—(第 4 次基本方針)(平成 27 年 5 月 22 日)
 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年法律第 40 号)等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境を一体のものとして保存・活用を図る。(第 3 1 (6))

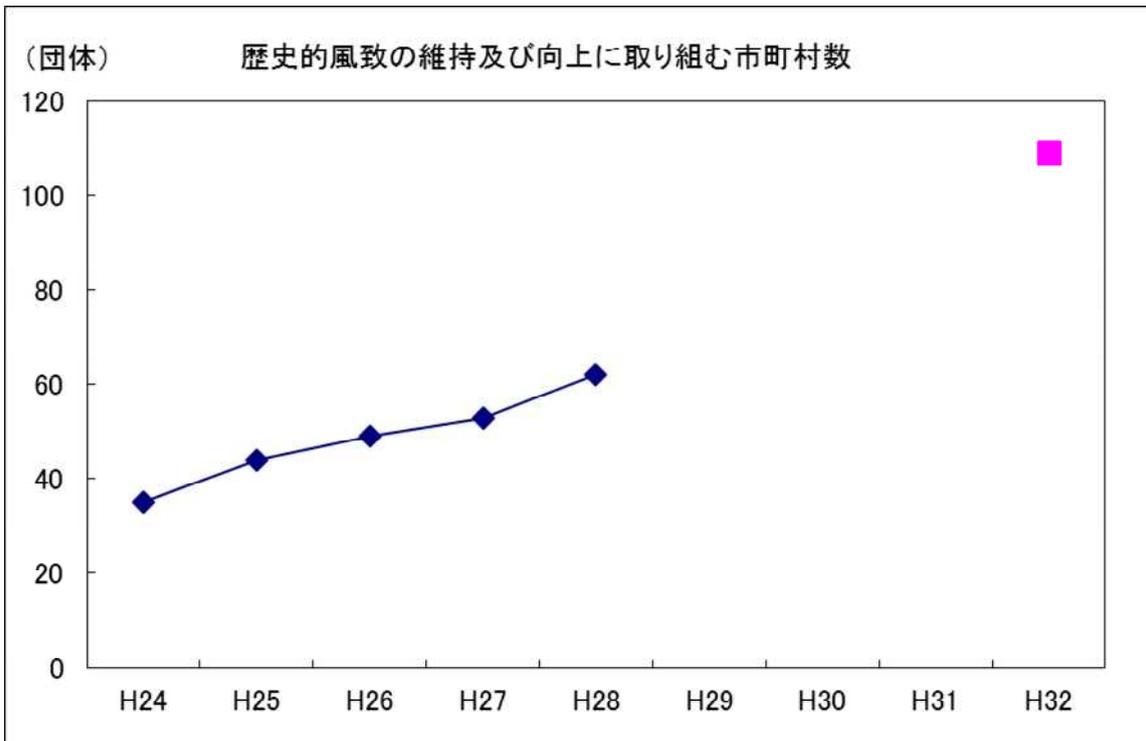
【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画(平成 27 年 9 月 18 日)「第 2 章に記載あり」

過去の実績値

(年度)

H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
35 団体	44 団体	49 団体	53 団体	62 団体



主な事務事業等の概要

・歴史的風致活用国際観光支援事業

広域観光周遊ルート形成に向けた取組の一環として、地域固有の歴史・文化を国際観光資源としてより有効に活用するため、歴史的風致維持向上計画認定都市を対象として、官民により構成された協議会が作成する整備計画に位置づけられた訪日外国人旅行者の受入環境整備について、ソフト・ハード両面から支援する。

予算額：120,000千円（平成27年度）、85,000千円（平成28年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の数は、平成28年度末で62団体となっており、今後も順調に増加していくことが見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・歴史的風致維持向上計画に関するHP（『『歴まち』情報サイト—歴史的風致維持向上計画『認定都市』アーカイブ—』）を立ち上げ、各認定都市における歴史的風致の維持・向上に向けた取組を紹介するとともに、各種会議において先進事例を情報提供し、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村が増えるよう、普及啓発を図った。
- ・政策アセスメントについて

平成27年度に実施した政策アセスメント（平成28年度概算要求）である「歴史的まちなみの保全・活用、良好な景観形成に向けた防災対策等の支援制度の創設」については、平成28年度予算において「集約促進景観・歴史的風致形成推進事業」の補助対象事業に追加したことにより、現在、その活用を促進しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数について

業績指標については、認定意向がある市町村は平成28年度末において63団体となっており、今後も増加することが見込まれる。目標達成に向け、歴史的風致維持向上計画の認定や、認定都市への支援等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取組みの推進を図っていくこととし、「A」と評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 渡瀬 友博）